



障がい者の人権 心のバリアフリーをめざして

障がいのある人とのコミュニケーションでは、障がいがあることにこだわるあまり、よそよそしくなったり、逆に過剰に助けようとしがちです。「障がいのある人は〇〇なはずだ」という先入観を持たず、本人の気持ちを尊重し、互いに支え合ひましょう。

視覚に障がいがある人のために歩道に点字ブロックが敷かれています。しかし、ブロックの上に自動車や自転車が止まっていると、ブロック上を安全に歩くことはできません。障がいのある人の権利を尊重することが、真のバリアフリーへの道です。無関心や無理解、偏見や差別意識は、障がいのある人の活動や社会参加を阻んでいます。障がいのある人もない人も、いきいきと「ともに生きる」社会づくりをつくるため、「心のバリア」をなくしましょう。

「障がい者への合理的配慮」 役場などでは法的義務、会社・お店などには努力義務

障がいのある人から、社会の中にある「社会的障壁」を取り除くため何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応が求められるもの。

(例) 車いす利用者のための携帯スロープを準備する。

高い所に陳列された商品を取ってわたす。

筆談、読み上げ、タブレット端末などで会話する。



大分県人権イメージキャラクター
“こころちゃん”

外国人の人権 日本に住む外国人とともに生活し合える社会をめざして

地域や職場・学校など、皆さんの身近なところで、国籍や民族の違う人々が生活しています。

- ・日本語がよく話せない、読めないために役所や学校などからの必要な情報が届かない。
- ・「～人だから」という先入観（前もって持っている見方）で見られ、一個人として見られない。
- ・自分の国の文化・宗教・習慣が周囲に理解されにくい（その機会が少ない）。

など日本に住む外国人の方が、くらしに自信が持てず、困っていることが多くあります。

民族や国籍をはじめ一人ひとりの違いが認められる社会は、全ての人が豊かに、幸せに過ごせる社会です。様々な国籍、民族の人々との出会いや交流、助け合いを通して、ともに社会を創造していこうとする思いこそ、無知や偏見とそこから生まれるヘイトスピーチなどの差別をなくす第一歩です。日本に共に住む外国の方たちのことを思いめぐらせてみましょう。全ての人々が安心して暮らせる差別のない社会実現への行動が、私たち一人ひとりに求められています。

□ 隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。

町内にお住まいの方であればどなたでも相談に対応します(相談無料)。

相談内容は固く守られていますのでご安心ください。なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館が必要な場合もあります。

1月の行事予定

※(保) 玖珠町隣保館

9日(日) 午後1時30分～	編物教室(保)	23日(日) 午後1時30分～	編物教室(保)
10日(祝) 午後7時30分～	カラオケ教室(保)	24日(月) 午後7時30分～	カラオケ教室(保)
12日(水) 午後3時30分～	書き方教室(保)	26日(水) 午後3時30分～	書き方教室(保)
13日(木) 午前9時30分～	茶道教室(保)	27日(木) 午前9時30分～	茶道教室(保)
20日(木) 午後1時30分～	生花教室(保)		

ハローワークの求人情報もありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください。